

基準 2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、学士課程の目的を「国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与する」と定め、この目的を達成するため、文化教育学部、経済学部、医学部、理工学部、農学部を設置し、学部の目的に応じて学科又は課程を置いて、文化、健康、社会、科学技術に関する教育研究に取り組んでいる（資料 2-1-①-A、別紙「大学現況票」、参照資料 2-1-①-7）。

なお、経済学部では地域社会における経営人材の養成という学部の目的に基づき、法律に強い専門職業人の養成という今日の社会の変化に対応するために、平成 25 年度に 2 課程から 3 学科への改組を行った。

資料 2-1-①-A： 本学が設置する学部、学科又は課程

学 部	学科又は課程
文化教育学部	学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程
経済学部（平成 25 年度改組）	経済学科、経営学科、経済法学科
医学部	医学科、看護学科
理工学部	数理科学科、物理科学科、知能情報システム学科、機能物質化学科、機械システム工学科 電気電子工学科、都市工学科
農学部	応用生物科学科、生物環境科学科、生命機能科学科

（出典 佐賀大学学則第 3 条第 2 項 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/432.html>)

参照資料 2-1-①-7：各学部の目的

文化教育学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/mokutekibunkyo.html>)

経済学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/school/keizai/mokutekikeizai.html>)

医学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/school/igaku/mokutekiigaku.html>)

理工学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/school/riko/mokutekiriko.html>)

農学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/school/nogaku/mokutekinougaku.html>)

【分析結果とその根拠理由】

本学は、学士課程の教育研究の目的を達成するために、文化、健康、社会、科学技術に関する 5 学部を置き、また、各学部は目的に応じて学科、課程を設置しており、本学の学部・学科構成は、学則に定める学士課程の教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点に係る状況】

本学は、「佐賀大学中長期ビジョン」において、人間形成の中心的な役割を担う教養教育を大学教育の根幹と位置付け（参照資料2-1-②-ア）、すべての学生が豊かな教養を体系的に身につける教育を目指している。この指針の下に、本学学士課程教育の質を保証する教育体制として、平成23年4月1日に佐賀大学全学教育機構（以下「機構」という。）を設置し、教育研究評議会、教育委員会等本学の運営組織や各学部及びアドミッションセンター、キャリアセンター、国際交流推進センター等との綿密な協力の下に、平成25年度新入生から新たな体制による教養教育を実施している（資料2-1-②-A）。

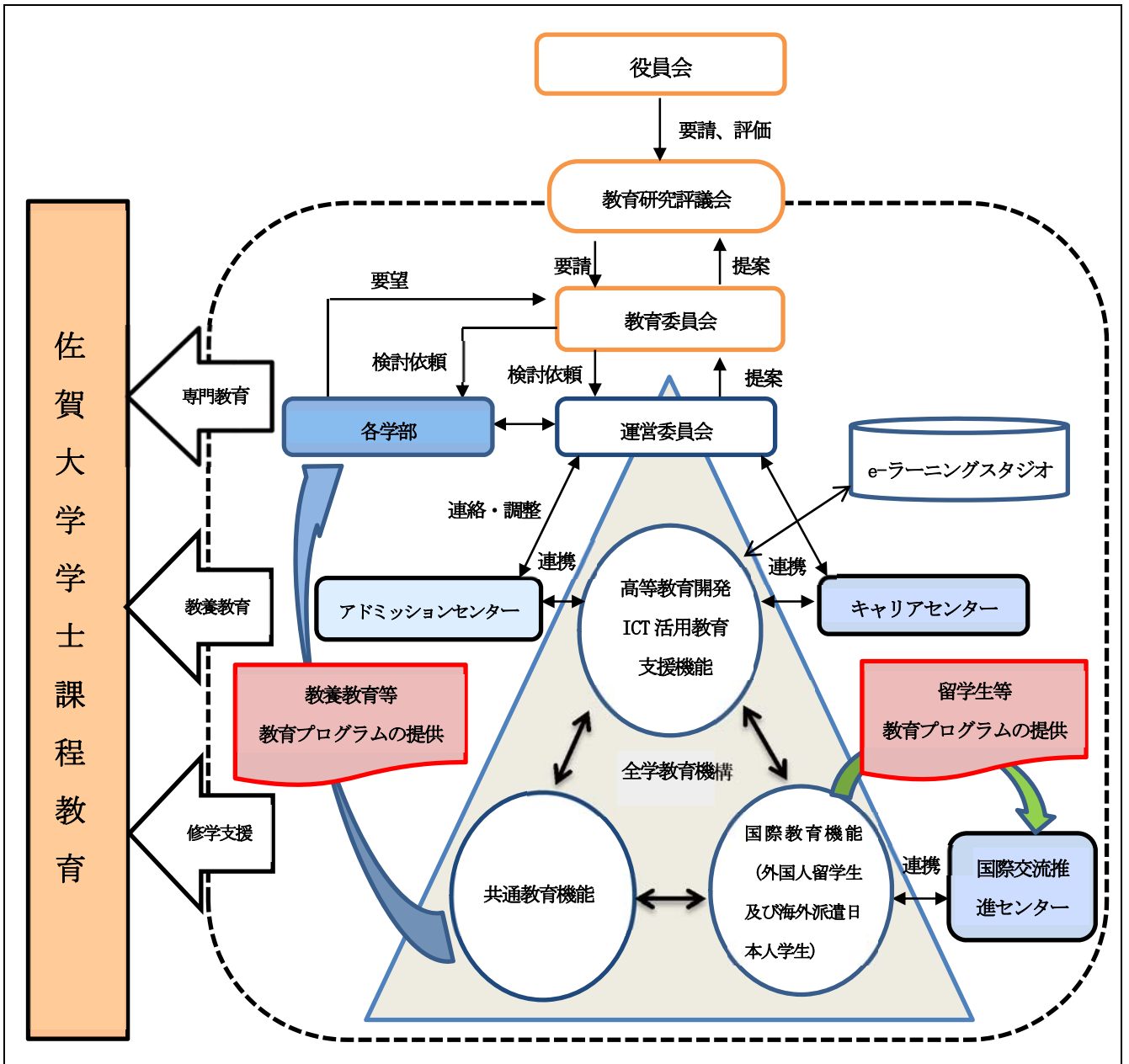
機構は、機構長（教育担当副学長）の下に副機構長2人を置き、運営組織として教員選考や共通教育の編成及び実施など管理運営に関する重要な事項を審議する運営委員会（機構長、副機構長、部門長、部会長、高等教育開発室長、情報通信技術活用教育支援室長、各学部等から選出された者各1人等で構成）を設置している。機構長が機構の業務に関し意見聴取及び連絡調整を行う教員会議（機構の専任及び併任の教員から構成）や部門会議、部会会議、高等教育開発室会議、情報通信技術活用教育支援室会議及び部門長会議、部会長会議において、教育プログラムの内容及び方法など、それぞれの業務に関する事項を協議し、協議内容を機構長が運営委員会に反映させている（資料2-1-②-B）。

機構は、専門分野別の教員組織として6部門（専任の教員21人及び併任の教員33人）を、教育分野別の教育組織として15部会から構成し、2つの支援組織（高等教育開発室、情報通信技術活用教育支援室；専任の教員7人及び併任の教員12人）並びに事務組織（職員5人）とともに、本学の共通教育（教養教育及び分野横断的教育プログラム等の学部に通ずる教育）、国際教育（派遣留学生及び受入れ留学生の教育）及び高等教育開発（本学の教育に関する研究開発、企画及び支援）並びに本学の教育における情報通信技術の活用支援を総合的に行う責任部局としての組織体制を整備している（資料2-1-②-C）。

教養教育の実施に当たっては、15の部会の部会長を構成員とする部会長会議において体系的な教育カリキュラムを策定するとともに、各部会が体系化した科目区分ごとに開設科目の管理・運営を担当して責任体制の明確化を図っている。開設科目の管理運営は専任の教員及び各学部にも所属し機構の業務を分担する併任の教員が担当し、専任・併任の教員に加えて、本学の教員から選任され授業を担当する協力教員（232人）が授業を実施している（資料2-1-②-D）。併任の教員及び協力教員は学内の教員の中から適任者を部門及び部会が選出し、運営委員会の議を経て、併任の教員は学長が発令し、協力教員は機構長が委嘱を行っている。

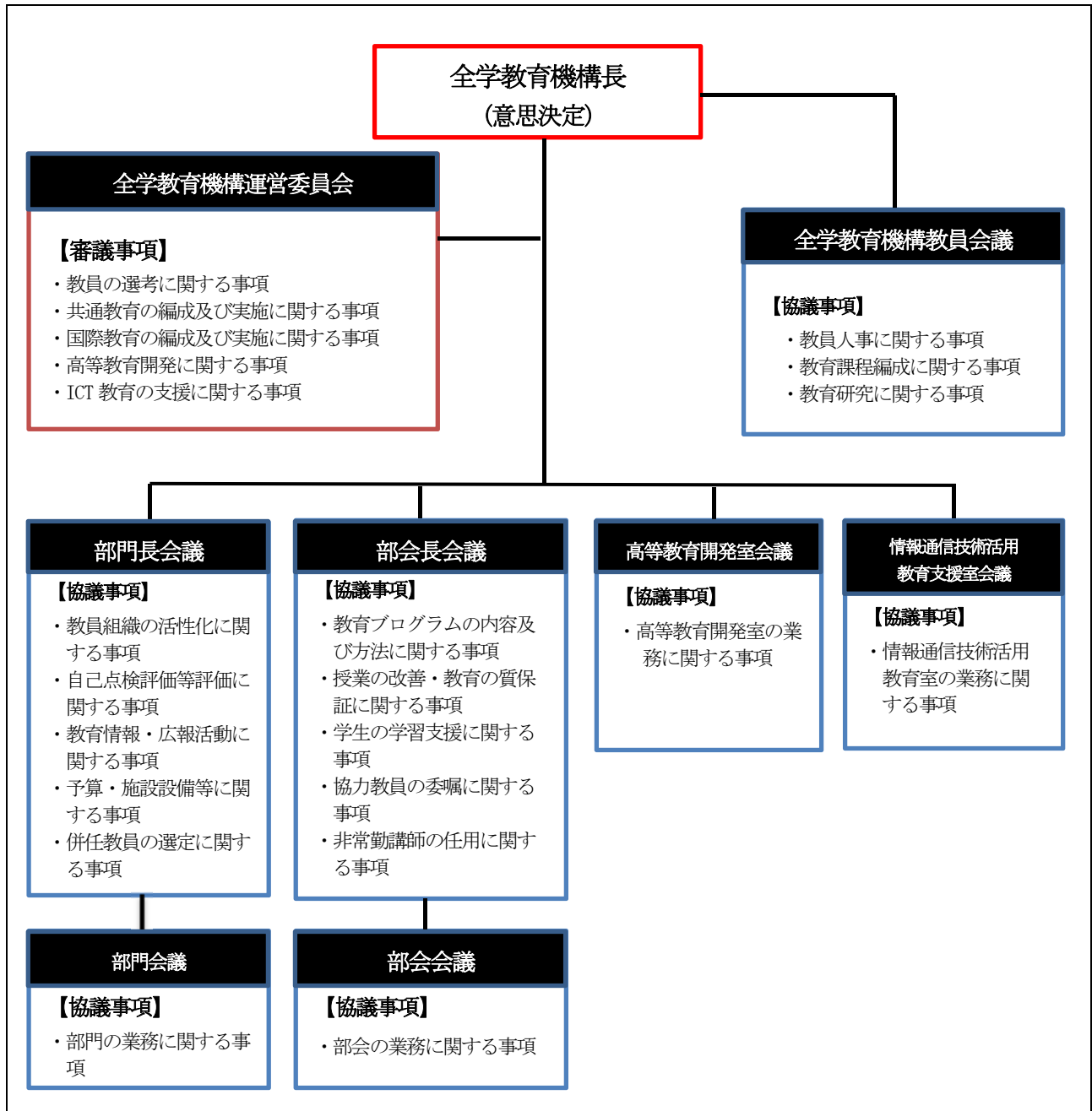
また、本学は本庄キャンパスと鍋島キャンパス（医学部）に分かれているため、医学部の学生が基本的な教養教育科目を鍋島キャンパスにおいて受講できるように授業計画を立てて開講しているほか（別添資料2-1-②-1）、ICTを活用して本庄キャンパスと鍋島キャンパスで同時に開講する同期型双方向授業やeラーニングを活用したネット授業を実施している。さらにまた、学生の移動の便を図るためキャンパス間を連絡するバスを運行している（別添資料2-1-②-2）。

資料2-1-②-A： 全学教育機構の機能と学内組織との関係体制図



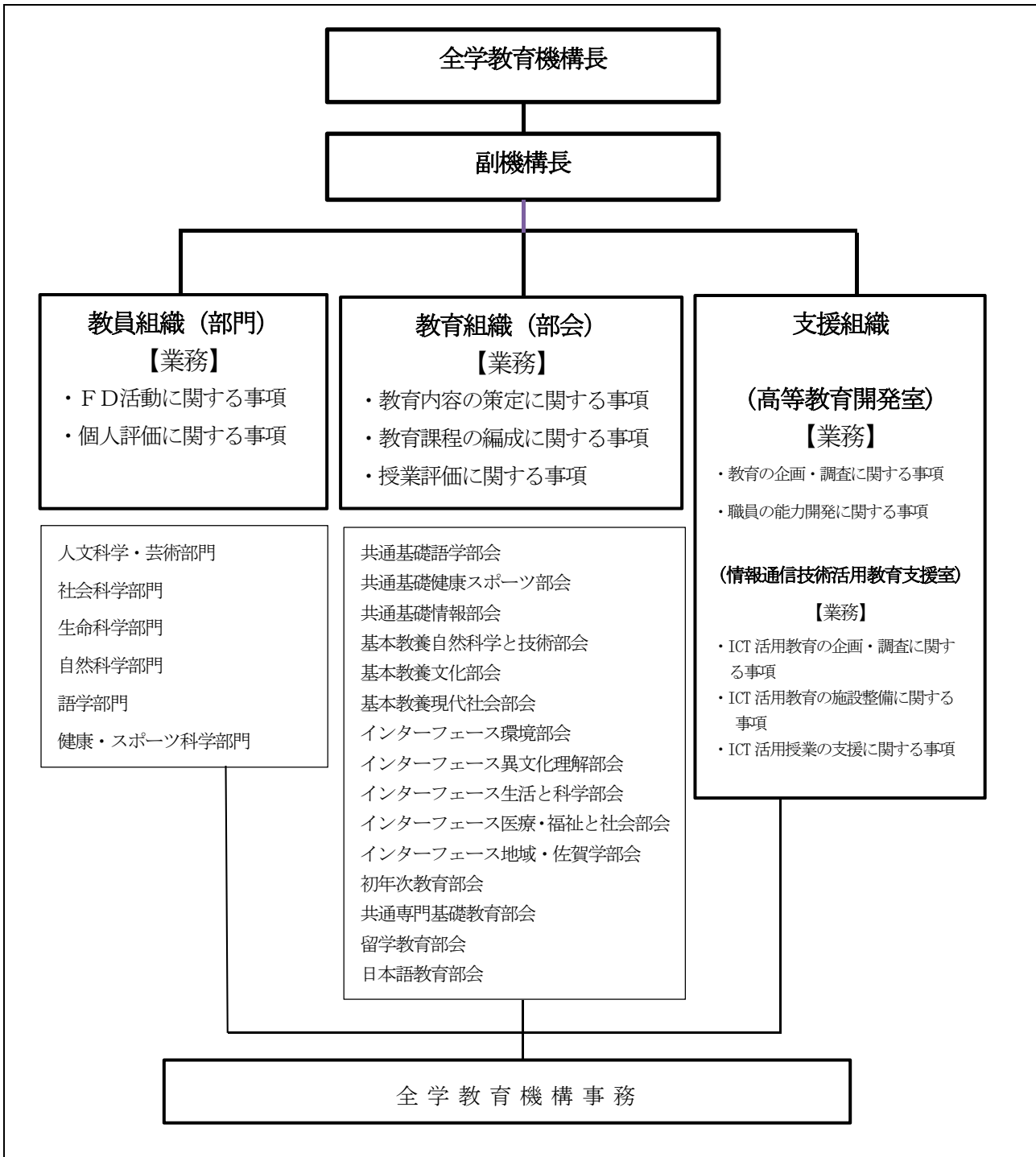
(出典：学務部教務課資料)

資料2-1-②-B： 全学教育機構責任体制図



(出典：学務部教務課資料)

資料2-1-②-C： 全学教育機構教育実施組織図



(出典：学務部教務課資料)

資料2-1-②-D: 教養教育科目の構成区分及び担当部会・教員数(平成27年5月1日現在)

科目構成			開設科目数	担当			備考 非常勤講師数	
				担当部会等	専任教員数	併任教員数		協力教員数
大学入門科目			2	初年次部会、各学部	1	1	4	0
共通基礎科目	外国語科目	英語	12	共通基礎語学部会	11	8	8	46
		独語、仏語、中国語、朝鮮語	16					
		日本語	2					
	健康・スポーツ科目		3	共通基礎健康スポーツ部会	1	2	7	8
	情報リテラシー科目		3	共通基礎情報部会	1	6	29	0
基本教養科目	自然科学と技術の分野		42	基本教養自然科学と技術部会	6	10	46	1
	文化の分野		27	基本教養文化部会	11	5	19	3
	現代社会の分野		36	基本教養現代社会部会	6	6	20	5
インターフェース科目	環境コース		20	インターフェース 環境部会	2	3	36	0
	異文化理解コース		24	インターフェース 異文化理解部会	13	5	22	3
	生活と科学コース		38	インターフェース 生活と科学部会	5	6	56	1
	医療・福祉と社会コース		16	インターフェース 医療・福祉と社会部会	1	2	19	7
	地域・佐賀学コース		12	インターフェース 地域・佐賀学部会	3	1	15	0
合計			253		61	55	281	74

注：教員数の合計は延べ人数

(出典：学務部教務課資料)

別添資料2-1-②-1：鍋島キャンパスにおける教養教育科目の開設状況

別添資料2-1-②-2：連絡バス運行状況

参照資料2-1-②-ア：佐賀大学中長期ビジョン(<http://www.saga-u.ac.jp/koho/sagauni/index.html>)

【分析結果とその根拠理由】

全学的な教養教育実施組織として機構を置き、運営委員会や部会長会議などを設置して責任体制を整え、専任教員、併任教員、協力教員により授業を実施している。また、鍋島キャンパスにおいても基本的な教養教育科目を開講するとともに、ICT活用授業や連絡バスの運行により二つのキャンパスに分かれている事情に配慮している。これらのことから、本学では教養教育の体制が適切に整備されている。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

大学院学則において大学院課程の目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」と定めている（参照資料 2-1-③-ア）。この目的を達成するため、教育学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学系研究科、農学研究科を設置し、研究科の目的に応じて、修士課程又は博士前期課程の専攻を、更に医学系研究科に博士課程、工学系研究科には博士後期課程の専攻を置き、高度な学術の理論と応用に関する教育研究を行い、研究開発能力と高度な専門的知識・能力の育成に取り組んでいる（資料 2-1-③-A、別紙「大学現況票」、参照資料 2-1-③-ア～イ）。

資料 2-1-③-A： 本学が設置する研究科、専攻

研究科	専攻
教育学研究科	修士課程 学校教育専攻、教科教育専攻
経済学研究科	修士課程 金融・経済政策専攻、企業経営専攻
医学系研究科	修士課程 医科学専攻、看護学専攻 博士課程 医科学専攻
工学系研究科	博士前期課程 数理学専攻、物理学専攻、知能情報システム学専攻、循環物質化学専攻 機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、都市工学専攻、先端融合工学専攻 博士後期課程 システム創成科学専攻
農学研究科	修士課程 生物資源科学専攻

（出典 佐賀大学大学院学則第 6 条 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/433.html>)

参照資料 2-1-③-ア： 佐賀大学大学院学則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/433.html>)

参照資料 2-1-③-イ： 研究科の目的（各ウェブページ、下部に記載）

教育学研究科 (<http://www.saga-u.ac.jp/school/bunkyo/mokutekibunkyo.html>)

経済学研究科 (<http://www.saga-u.ac.jp/school/keizai/mokutekikeizai.html>)

医学系研究科 (<http://www.saga-u.ac.jp/school/igaku/mokutekiigaku.html>)

工学系研究科 (<http://www.saga-u.ac.jp/school/riko/mokutekiriko.html>)

農学研究科 (<http://www.saga-u.ac.jp/school/nogaku/mokutekinougaku.html>)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学術の理論や応用について深く教育研究できるよう、5 研究科を設置し、各研究科の目的に応じて専攻を設けており、本学の研究科及びその専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

「国立大学法人佐賀大学基本規則」に基づき、本学の教育研究に必要な附属施設等を設置している（資料2-1-⑤-A～B、参照資料2-1-⑤-7）。このうち、大学設置基準第39条に定められた附属施設として、文化教育学部附属学校園、医学部附属病院、農学部附属アグリ創生教育研究センターを設置している。このほか理工学部には、実習工場を設置している（参照資料2-1-⑤-1）。これらの施設においては、学生に対し、学校教育実習、臨床医学実習、農場フィールド科学実習など、教育課程に不可欠な実習教育を実施しているほか、施設の目的に沿って、教育研究に資する取組を行っている（資料2-1-⑤-C）。

また、共同利用・共同研究拠点の海洋エネルギー研究センター及び学内共同教育研究施設の各センターでは、先端的な研究成果を大学院教育に活かすことを目的として「センター教育プログラム」を提供している（資料2-1-⑤-D、別添資料2-1-⑤-1）。また、医学部の附属地域医療科学教育研究センターは臨床教育実習前の医学部学生の教育実施を担っている。

資料2-1-⑤-A： 教育研究に必要な附属施設等

<p>国立大学法人佐賀大学基本規則 第5章 教育研究等組織（抜粋）</p> <p>（附属図書館） 第19条 本学に、附属図書館及びその分館を置く。</p> <p>（美術館） 第19条の2 本学に、美術館を置く。</p> <p>（保健管理センター） 第21条 本学に、保健管理センターを置く。</p> <p>（共同利用・共同研究拠点） 第21条の2 本学に、共同利用・共同研究拠点として海洋エネルギー研究センターを置く。</p> <p>（学内共同教育研究施設） 第22条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。 総合分析実験センター 総合情報基盤センター 低平地沿岸海域研究センター シンクロトン光応用研究センター 地域学歴史文化研究センター</p> <p>（学部附属の教育施設及び研究施設） 第23条 本学に、次の学部附属の教育施設及び研究施設を置く。 文化教育学部 附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校 附属教育実践総合センター</p> <p>医学部 附属病院 附属地域医療科学教育研究センター 附属先端医学研究推進支援センター 附属看護学教育研究支援センター</p> <p>農学部 附属アグリ創生教育研究センター</p>

出典 国立大学法人佐賀大学基本規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/431.html>)

資料 2-1-⑤-B: 各附属施設等の役割・目的

○ 大学設置基準第 39 条に基づく附属施設

【文化教育学部附属学校（園）】 佐賀大学文化教育学部附属学校規程（抜粋）

第 2 条 附属学校の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める教育又は保育を行うこと。
- (2) 本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たること。
- (3) 教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うこと。

【医学部附属病院】 佐賀大学医学部附属病院規則（抜粋）

第 2 条 病院は、医学の教育及び研究に係る診療の場として機能するとともに、医療を通して医学の水準及び地域医療の向上に寄与することを目的とする。

【農学部附属アグリ創生教育研究センター】 佐賀大学農学部附属アグリ創生教育研究センター規程（抜粋）

第 2 条 センターは、佐賀大学農学部（以下「農学部」という。）の附属教育研究施設として、学内外の関係機関との連携のもとに、アグリ創生に関する教育及び研究を行い、農業・医療・環境修復等の地域社会ニーズに対応した学際的な国際化戦略の向上に資することを目的とする。

○ 共同教育研究を主目的として教育研究活動を行う施設

【海洋エネルギー研究センター】 佐賀大学海洋エネルギー研究センター規則（抜粋）

第 2 条 センターは、共同利用・共同研究拠点として、海洋エネルギーとその複合利用に関する研究を行い、かつ、全国の大学の教員その他の研究機関の研究者で、センターの目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものの利用及び研究に供することを目的とする。

【低平地沿岸海域研究センター】 佐賀大学低平地沿岸海域研究センター規則（抜粋）

第 2 条 センターは、低平地と沿岸海域の環境に関する基礎的及び応用的研究を推進することにより、佐賀大学（以下「本学」という。）の研究教育活動及び学内外との学術交流の促進を図り、併せて地域社会及び国際社会の持続的発展に資することを目的とする。

【シンクロトロン光応用研究センター】 佐賀大学シンクロトロン光応用研究センター規則（抜粋）

第 2 条 センターは、佐賀大学（以下「本学」という。）の共同利用研究施設として、シンクロトロン光を応用して行う研究を推進し、その成果を公表することにより、本学の研究教育活動及び学術交流の活性化を図るとともに、地域社会における先端科学技術開発及び産学連携の振興に資することを目的とする。

【地域学歴史文化研究センター】 佐賀大学地域学歴史文化研究センター規則（抜粋）

第 2 条 センターは、地域（佐賀）の歴史文化の固有性と普遍性を探求することにより、佐賀大学（以下「本学」という。）の文系基礎学の発展・充実を図り、もって新たな学問体系としての地域学を創造するとともに、広く地域社会に対し研究成果を提供することを目的とする。

【文化教育学部附属教育実践総合センター】 佐賀大学文化教育学部附属教育実践総合センター規程（抜粋）

第 2 条 センターは、附属学校（園）等、学内外の関係機関との連携のもとに、教育臨床、教育実践及び教職支援に関する理論的・実践的研究及び指導を行い、教育実践の向上に資することを目的とする。

【医学部附属地域医療科学教育研究センター】 佐賀大学医学部附属地域医療科学教育研究センター規程（抜粋）

第 2 条 センターは、本学における教育研究の先導的組織として、地域医療機関、保健行政機関等との連携を基盤に、地域包括医療の高度化等に関する総合的、学際的な教育研究を行うとともに、関連する医学・看護学の課題に関して重点的に研究を進展させることを目的とする。

【医学部附属先端医学研究推進支援センター】 佐賀大学医学部附属先端医学研究推進支援センター規程（抜粋）

第 2 条 センターは、本学部における医学研究活動をより一層推進するため、学際分野を含む医学研究の先端的・中心的な役割を担い、もって学内外への情報発信を行うとともに、本学部における教育研究の基盤となる高度な技術的支援とその研鑽を組織的に行うことにより、関連する医学・看護学の課題に関して重点的に研究を進展させることを目的とする。

【医学部附属看護学教育研究支援センター】 佐賀大学医学部附属看護学教育研究支援センター規程（抜粋）

第 2 条 センターは、看護学科教員と附属病院看護部看護師、県・市などの行政機関や地域の病院、教育機関で働く看護職者の教育・指導能力、研究能力、臨床実践能力、マネジメント能力などを高めるために、また、国際交流や国際看護活動を支援するためのシステムを確立することを目的とする。

○ 教育研究支援を主目的として教育研究活動を行う施設

【総合分析実験センター】 佐賀大学総合分析実験センター規則（抜粋）

第 2 条 センターは、生物資源開発・機器分析・放射性同位元素利用・環境安全管理に関する体制を一元化し、各部門が有機的な連携を保ちつつ、教育・研究を効率的に推進するための拠点施設として、学際的・複合的な領域研究にも対応できる教育・研

究支援体制の実現を目指すことを目的とする。

【総合情報基盤センター】 佐賀大学総合情報基盤センター規則（抜粋）

第2条 センターは、佐賀大学（以下「本学」という。）における学術情報を支える基幹情報システムを統括するとともに、本学の共通的情報基盤の整備推進及び電子図書館機能の充実並びに事務情報化の推進を図ることを目的とする。

（出典 各附属施設等の規則）

資料2-1-⑤-C： 附属施設・センターにおける実習の実施状況

（単位：人）

附属施設・センター名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
文化教育学部附属幼稚園	7	6	6	3	6
文化教育学部附属小学校	59	56	63	56	61
文化教育学部附属中学校	52	55	62	55	58
文化教育学部附属特別支援学校	14	25	24	27	26
医学部附属病院	575	591	585	581	586
農学部附属アグリ創成教育研究センター	210	214	218	215	216
理工学部実習工場	201	193	178	193	183

（出典：学務部教務課資料）

資料2-1-⑤-D： センター教育プログラムの実施状況

（単位：人）

センター名	プログラム名	授業科目名	単位数	受講者数（「—」は開講なし）		
				平成24年度	平成25年度	平成26年度
海洋エネルギー研究センター	海洋エネルギーとエネルギー有効利用教育プログラム	熱輸送工学特論	2	11	11	22
		環境熱流動学特論	2	4	3	5
		エネルギー変換特論	2	13	10	7
		流動システム工学特論	2	9	12	13
総合分析実験センター	先端実験科学教育プログラム	物質環境化学特論	2	2	2	0
		分子細胞生物学特論	2	4	0	1
		実験・検査機器特論	2	6	1	4
		実験動物学特論	2	7	2	6
総合情報基盤センター	情報基盤・計算科学先端教育プログラム	知能情報システム学特別講義（ネットワーク解析）	2	—	6	—
		知能情報システム学特別講義（情報の物理学）	2	0	—	14
		知能情報システム学特別講義（並列分散アルゴリズム）	2	8	—	15
低平地沿岸海域研究センター	低平地及び有明海沿岸地域における諸問題とその解決アプローチに関する教育プログラム	低平地地圏環境学特論	2	—	14	—
		低平地水圏環境学特論	2	10	—	11
		環境輸送特論	2	—	5	—
		水処理工学特論	2	5	—	8
		地盤工学特論	2	—	10	—
		防災地盤工学特論	2	20	—	15
シンクロトロン光応用研究センター	先端光応用工学教育プログラム	光量子エレクトロニクス特論	2	27	28	25
		超短波長光利用科学技術工学特論	2	22	18	17
		シンクロトロン光応用物理学特論	2	14	14	12

地域学歴史文化研究センター	地域社会教育研究プログラム	日本文学思潮Ⅱ	2	8	2	0
		経営史研究	2	—	3	—
		経営管理史研究	2	1	—	3
		考古学特論Ⅱ	2	1	0	3
		日本史特論BⅡ	2	1	2	2

(出典：学務部教務課資料)

別添資料 2-1-⑤-1：共同利用・共同研究拠点及び学内共同教育研究施設が大学院課程教育のために提供する教育プログラムの開設要項

参照資料 2-1-⑤-ア：附属施設・研究施設案内 ウェブサイト (<http://www.saga-u.ac.jp/institution/>)

参照資料 2-1-⑤-イ：佐賀大学理工学部実習工場 ウェブサイト (<http://www.me.saga-u.ac.jp/~factory/index.html>)

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育研究に必要な施設として、大学設置基準第 39 条に基づく附属施設を設置しているほか、共同利用・共同研究拠点や学内共同教育研究施設を設置している。これらの施設は、それぞれの目的に沿って教育研究活動等に取り組み、その成果をあげるとともに各施設の研究内容やその成果を実質的な教育・研究指導に活かしている。こうしたことより、本学が設置する附属施設、センター等は、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学は、国立大学法人法に基づき教育研究評議会を置き、これに連携する形で、学校教育法第 93 条及び国立大学法人佐賀大学基本規則に基づき、各学部及び研究科に教授会、研究科委員会を置いている（資料 2-2-①-A）。

教育研究評議会では、教育研究に係る中期目標・中期計画や年度計画、重要な規則の制定・改廃、教育課程の編成方針、学生の修学等の支援に関する事項、学生の入学・卒業又は課程の修了・在籍や学位授与に関する方針、自己点検・評価等に関する事項等、本学の教育研究に関する重要事項を毎月 1 回の定例会で審議し、重要な規程の制定、方針等を決定している（参照資料 2-2-①-ア～イ）。各学部・研究科においては、佐賀大学教授会規則（参照資料 2-2-①-ウ）に基づき、教授会規程、研究科委員会規程において教授会及び研究科委員会の構成員を定め、学部長・研究科長が毎月 1 回の定例教授会・研究科委員会を開催し、中期計画及び年度計画の進捗、学生の入学、教育課程の編成、卒業又は課程の修了、教員の人事など、各部署の教育活動に係る重要事項について審議している（別添資料 2-2-①-1～2、参照資料 2-2-①-エ～オ）。

また、教育課程や教育方法等を検討するために、本学の大学教育の適正かつ円滑な実施及び質の向上を図る目的で教育委員会を設置するとともに（資料 2-2-①-B、参照資料 2-2-①-カ）、各学部・研究科は教育課程の編成や教育方法等の検討組織として、教授会・研究科委員会（又は代議委員会・研究科運営委員会）の下に教務委員会やファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会などを置いている（資料 2-2-①-C、参照資料 2-2-①-エ～

む)。

学部及び大学院の教育課程や教育方法等の重要事項を審議するための全学的な組織である教育委員会は、毎月1回程度、委員会を開催している。同委員会は、教育担当副学長を委員長とし、各学部、工学系研究科及び全学教育機構から選出された教員各2人をもって構成し、教育の実施・運営、学部等の連携及び調整、教育の質保証、教育評価、FD及び教育支援に関する事項を審議している(別添資料2-2-①-3)。教育委員会は、教務専門委員会及び質保証専門委員会を設け、各部局意見の集約・調整、必要事項の調査分析、企画立案等、実質的な検討を行っている(別添資料2-2-①-4～5)。また、全学教育機構高等教育開発室は本学が実施する教育に係る調査及び企画や、本学職員の能力開発に関する事項などに関して、教育委員会のシンクタンクの役割を果たしている。教育委員会が審議した事項は、教育研究評議会に諮られ、実行に移されている。

各学部・研究科の教務委員会等は月1回程度、FD委員会は必要に応じて委員会を開催し、教育委員会と連携して各部局の教育課程・教育方法や教育改善等に係る事項の調査分析、企画立案等の具体的検討を行い、検討結果を教授会・研究科委員会等で審議している(別添資料2-2-①-6)。

資料2-2-①-A： 教授会、研究科委員会の設置

<p>国立大学法人佐賀大学基本規則</p> <p>(教育研究評議会)</p> <p>第6条 本法人に、法第21条第1項の規定に基づき、教育研究評議会を置く。</p> <p>2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>(教授会)</p> <p>第24条 学部及び工学系研究科に、教授会を置く。</p> <p>2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。</p> <p>(研究科委員会)</p> <p>第25条 研究科(工学系研究科を除く。)に、研究科委員会を置く。</p> <p>2 研究科委員会に関し、必要な事項は、当該研究科において別に定める。</p>

(出典：佐賀大学規程集 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/431.html>))

資料2-2-①-B： 佐賀大学教育委員会規則

<p>佐賀大学教育委員会規則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 佐賀大学に、学部及び大学院の学生の教育(以下「大学教育」という。)の適正かつ円滑な実施及び質の向上を図るため、大学教育に関する事項を審議する佐賀大学教育委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、大学教育に関し、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 教育の実施・運営に関する事項</p> <p>(2) 学部、研究科及び全学教育機構の連携及び調整に関する事項</p> <p>(3) 教育の質保証の実施に関する事項</p> <p>(4) 教育評価に関する事項</p> <p>(5) ファカルティ・ディベロップメント及び教育支援に関する事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 副学長のうち学長が指名した者</p>

(2) 各学部（理工学部を除く。）、工学系研究科及び全学教育機構から選出された教員 各 2 人
（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

（出典：佐賀大学規則集 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/393.html>)

資料 2-2-①-C： 教育研究評議会、教授会・研究科委員会等の構成

	構 成 員	
教育研究評議会	学長、理事、学部長、工学系研究科長、全学教育機構長、附属図書館長、医学部附属病院長、共同利用・共同研究拠点及び学内共同教育研究施設の長のうち互選により選出された者 1 人、各学部及び工学系研究科から推薦された教授各 1 人	
教授会・研究科委員会等	文化教育学部教授会	専任の教授、准教授、講師、助教
	教育学研究科委員会	研究科長、研究科担当の教授、准教授、講師、助教
	経済学部教授会	専任の教授、准教授、講師
	経済学研究科委員会	研究科長、研究科担当の教授、准教授、講師
	医学部教授会	専任の教授
	<医学部代議員会>	医学部長、副医学部長、附属病院長、医学科長、看護学科長、地域医療科学教育研究センター長、医学部選出の教育研究評議員、基礎医学系の教授 2 人、臨床医学系の教授 3 人、看護学科の教授 1 人
	医学系研究科委員会	研究科長、大学院担当の教授
	理工学部教授会	専任の教授、准教授、講師
	<理工学部代議員会>	学部長、副学部長、大学院工学系研究科から選出された教育研究評議会評議員、学科主任
	工学系研究科教授会	工学系研究科に所属する教授、准教授、講師、理工学部を除く学部所属する研究科専任教員、共同利用・共同研究拠点に所属する研究科専任教員、学内共同教育研究施設に所属する研究科専任教員 ほかに
	<工学系研究科代議員会>	研究科長、副研究科長、大学院工学系研究科から選出された教育研究評議会評議員、専攻長
	農学部教授会	専任の教授、准教授、講師、助教
農学研究科委員会	研究科担当の教授、准教授、講師、助教	
教育委員会	教育担当副学長、各学部・工学系研究科・全学教育機構から選出された教員各 2 人 ※専門委員会の設置（教務専門委員会、質保証専門委員会）	
学部・研究科の教務委員会等	文化教育学部教務委員会	副学部長、教育研究評議員又は学部長特別補佐のうち学部長が指名した者、各講座から指定された人員
	教育学研究科運営委員会	研究科長、コース・専修代表者、教育学研究科の教授のうち研究科長が指名した者
	経済学部教育委員会	副学部長及び評議員のうちから学部長が指名した委員長、各学科から選出された委員
	経済学研究科教務委員会	研究科長、研究科長指名（各専攻から 2 名）

医学部教育委員会	教育担当副学部長、学科長、教員若干人、学生サービス課長、医学科学生2人、看護学科学生2人
医学系研究科運営委員会	総務・研究担当副医学部長、教育担当副医学部長、専攻長、各コースチェアパーソン
理工学部教務委員会	教授のうち学部長が指名した者1人、各学科から選出された教員各1人、その他学部長が必要と認めた者 若干人
工学系研究科教務委員会	教授のうち研究科長が指名した者1人、各専攻から選出された教員各1人、その他研究科長が必要と認めた者 若干人
農学部教育委員会	教育担当副学部長、各学科から選出された者各1人、大学院農学研究科の各コースから選出された者各1人、その他委員会が必要と認める者
農学研究科 大学院教育委員会（農学部教育委員会に設置）	副学部長（教育担当）、大学院農学研究科の各コースから選出された者 各1人

(出典：各学部教授会・委員等規程)

別添資料 2-2-①-1：文化教育学部教授会議事録（部局例示）
 別添資料 2-2-①-2：教育学研究科委員会議事録（部局例示）
 別添資料 2-2-①-3：教育委員会議事録
 別添資料 2-2-①-4：教育委員会教務専門委員会議事録
 別添資料 2-2-①-5：教育委員会質保証専門委員会議事録
 別添資料 2-2-①-6：文化教育学部教務委員会議事録（部局例示）

参照資料 2-2-①-7：教育研究評議会規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/429.html>)
 参照資料 2-2-①-イ：教育研究評議会会議議事要旨 (<http://www.saga-u.ac.jp/somu/somu-k2009.html>)
 参照資料 2-2-①-ウ：佐賀大学教授会規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/392.html>)
 参照資料 2-2-①-エ：各学部教授会規程等
 文化教育学部教授会規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/309.html>)
 経済学部教授会規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/747.html>)
 医学部教授会規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/44.html>)
 医学部代議員会規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/45.html>)
 医学部代議員会運営内規 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/46.html>)
 理工学部教授会規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/337.html>)
 理工学部代議員会要項 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/338.html>)
 農学部教授会規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/281.html>)

参照資料 2-2-①-オ：各研究科委員会規程等
 教育学研究科委員会規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/688.html>)
 経済学研究科委員会規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/691.html>)
 医学系研究科委員会規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/678.html>)
 医学系研究科運営委員会規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/680.html>)
 工学系研究科教授会規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/698.html>)
 工学系研究科代議員会要項 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/699.html>)
 農学研究科委員会規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/724.html>)
 参照資料 2-2-①-カ：佐賀大学教育委員会規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/393.html>)

【分析結果とその根拠理由】

上記のように、教育研究評議会は、本学の教育研究に関する重要事項を審議・決定しており、本学の教育研究

活動に関する意思決定機関として機能している。また、各学部教授会及び各研究科委員会は、学部・研究科の教育研究活動を遂行するための重要事項を審議しており、実質的な活動を行っている。

また、教育課程や教育方法等を検討する組織として、全学に教育委員会を、各学部・研究科に教務委員会等を設置している。教育委員会は、教育担当副学長、各部局選出教員で構成され、また、各学部・研究科の教務委員会等は、各教授会・研究科委員会で選出した委員により構成され、いずれも適切な構成となっている。

これらの委員会は、上記のように組織的に連携し、いずれも必要な回数の会議を開催し、教育活動を遂行するために必要な事項を検討しており、実質的な活動を行っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 「佐賀大学中長期ビジョン（2008～2015）」に基づく本学学士課程教育の質を保証するための教養教育実施組織として、平成 23 年 4 月 1 日に佐賀大学全学教育機構を設置し、平成 25 年度新入生から従前の教養教育運営機構に替わる新たな体制による教養教育を実施している。
- 共同利用・共同研究拠点の海洋エネルギー研究センターや、低平地沿岸海域研究センター、シンクロトロン光応用研究センター、地域学歴史文化研究センターなど、本学の特色を示す教育研究センターを備え、先進的研究成果を大学院教育に活かしている。
- 学士課程における教育研究の目的を達成するために組織の見直しを行っており、平成 25 年度に経済学部を改組している。

【改善を要する点】

- 第 3 期中期目標期間（平成 28～33 年度）に向け、地域から期待される本学の役割を踏まえ、特色・強みを活かした教育研究組織を構築し、国立大学としての使命を果たしていくことが今後の課題として挙げられる。

